

公 告

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は令和7年4月25日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和7年4月25日

岐阜県知事 江崎 禎英

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ラ・ムー本巣春近店

本巣市春近字ヒバリ町138番1 外6筆

2 意見の概要

北方町長の意見

- ・建物出入口付近の交通誘導対策について
等